

軽自動車税納税通知書を 5 月 9 日（金）に発送

●問い合わせ 税務課（☎ 656 - 6570）

●軽自動車納税通知書

対象者は、令和 7 年 4 月 1 日現在、軽自動車を所有している人です。月割りによる税額の増減はありません。

登録や廃車などの届け出先

原動機付自転車（125 cc 以下）や小型特殊自動車	市税務課 ☎ 656 - 6570
軽三輪、軽四輪自動車	県軽自動車検査協会 ☎ 050 - 3816 - 1833
軽二輪（125 cc 超 250 cc 以下）と小型二輪自動車（250 cc 超）	東北運輸局岩手運輸支局 ☎ 050 - 5540 - 2010

※車両により異なるので注意してください。
※必要書類は各届け出先に確認してください。

●軽自動車税の減免

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などを交付されている人（以下「障がい者」）の世帯や、その構造がもつぱら身体障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車の場合、軽自動車税（種別割）の減免を受けられる場合があります。

●申請期限は 6 月 2 日（月）

減免の申請は毎年する必要がありません。期限内に申請しないと減免を受けることができないので注意してください。

該当となる車両	該当となる障がいの程度
障がい者本人が所有し自分で運転する軽自動車	身体障害者手帳 1 級と 2 級、3 級～6 級の一部、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A
精神障がい者や知的障がい者、18 歳未満の身体障がい者と生計を一にする人が所有し、もつぱら障がい者の通学や通院、通所、生業のために使用し、生計を一にする人が運転する軽自動車	身体障害者手帳 1 級と 2 級、3 級と 4 級の一部、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A

5 月 12 ～ 18 日は民生委員・児童委員活動強化週間

●問い合わせ 地域福祉課（☎ 656 - 6516）

こんなときは相談してください

- ・どのような福祉サービスがあるか知りたい、利用したい
- ・日常生活、災害時の避難などに不安がある
- ・地域に気になる（心配な）高齢者や障がい者などがある
- ・子育てサロンや高齢者サロンなど、集まりに参加してみたい
- ・出産や子育てに不安がある

～上記以外にも各種生活の困りごと、
悩みごとの相談に乗ります～

●民生委員・児童委員はあなたの 1 番身近な相談役

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談役として地域に寄り添い、市民と福祉サービスのつながり役として活動中です。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員であり、個別の相談などでも知り得た情報の守秘義務があります。安心して相談してください。

●民生委員に相談したいときは

居住する地区の民生委員・児童委員を知りたいときは、地域福祉課か社会福祉協議会（☎ 684・1110）へ連絡してください。

●市避難行動要支援者台帳登録制度、個別避難計画作成

市では、災害が起きたときに自分や家族の力だけでは避難できない人（高齢者や障がい者など）で何らかの支援を希望する皆さんについて、居住する地域自治会や民生委員、消防署や警察署などと情報共有し、地域の中での支援体制を整えるための制度を実施しています。

支援を希望する人は、あらかじめ「要支援者」として登録します。

登録を希望する場合は、地域福祉課へ申し込むか近くの民生委員に相談してください。

詳細は市 HP

から



特定外来生物の駆除について

●問い合わせ 環境課 (☎ 656 - 6510)

皆さんは「特定外来生物」を知っていますか。市内でも広く生育が確認され、農業被害や生態系被害が懸念されています。その生態と駆除方法を確認し、所有する土地などで見つけた場合には、早期駆除をお願いします。

●特定外来生物とは

元々日本での生育はなく、人間活動によって持ち込まれた海外起源の外来種のうち、農林水産業や生態系などに被害を及ぼすとして「外来生物法」で指定されています。

植えることや生きたまま運搬することなどは原則禁止されており、違反した場合は懲役や罰金が科せられます。

市内では、黄色の花が特徴の「オオハンゴンソウ」や長いツルと実のトゲが特徴の「アレチウリ」などが確認されています。



▶オオハンゴンソウ



◀アレチウリ

●どんな被害が出るのか
特定外来生物は繁殖力が強く、放置すると在来の植物や農作物を駆逐し、一面を覆いつくすように広がっていきます。

●駆除するには
小さいうちや、種をつける9月より前に根から全体を抜き取ることが効果的です。残った根や種は、再び発芽する可能性があるので、継続的な駆除が必要です。また、生きたまま運搬することができないため、ごみ袋などに入れて枯死させてから可燃ごみとして処分してください。除草剤は効果がありますが、他の植物も枯らしてしまうため、使用には注意が必要です。

交通事故などのけがは国保に届け出を

●問い合わせ 保険年金課 (☎ 656 - 6528)

●届け出をすることで国保が使用可能に

交通事故など他人の行為(第三者行為)で生じた医療費は、本来加害者が負担すべきものです。市国民健康保険(国保)に加入している人は「第三者行為による被害届」か「負傷原因報告書」を市に提出することで、国保を使って治療を受けることができます。

第三者行為により医療費が生じた際の流れ

- ① 保険年金課に第三者行為による被害届か負傷原因報告書を提出
- ② 国保を使用して治療
- ③ 国保で医療費の一部を一時的に立て替え払い
- ④ その費用を市が加害者へ請求

※注意事項

・加害者から事前に治療費を受け取ったり、示談を済ませると国保が使えなくなります。示談の前に保険年金課へ相談してください。

・交通事故の場合は「交通事故証明書」の提出が必要です。警察にも必ず届け出てください。

・「第三者行為による被害届」や「交通事故証明書」などを保険会社に提出した場合も、その旨を保険年金課に連絡してください。

●第三者行為に該当する事例とは

・交通事故(自損事故も含む)
・暴力行為
・他人の飼い犬に噛まれた
・飲食店で食中毒にあった
など

●次の場合は国保が使用できません

・労災保険の対象となるとき(通勤中や仕事中の病気やけが)
・飲酒運転や無免許運転などの事故
・故意に負傷したとき
など

